

森林吸収源対策に係る 財源確保についての検討経緯

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
- ヲ 森林吸収源対策（森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。）及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日
自由民主党・公明党

第三 検討事項

15（略）

このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

平成27年度与党税制改正大綱（抄）

平成26年12月30日
自由民主党・公明党

第三 検討事項

14 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～（抄）

平成26年6月24日

閣議決定

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

（4）地球環境への貢献

（前略）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める。（後略）

経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～（抄）

平成27年6月30日

閣議決定

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

[4] 地球環境への貢献

（前略）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。（後略）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

7 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用を充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

平成28年6月2日
閣議決定

第2章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(4) 地球環境への貢献

（前略）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、エネルギー起源CO₂排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及に向けて地球温暖化対策税のモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るとともに、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。また、安定的な財源が確保されるまでの間においても、森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。（後略）

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

民有林整備に係る課題解決の方向

林野庁資料
に基づき作成

民有林整備の妨げとなっている要因

無関心な所有者の存在

所有者・境界が不明確な森林の存在

林業の担い手の不足

木材需要の低迷 等

世代交代や不在村化等により今後更に増加

新たに対応が必要な課題

<以下の取組を既に推進>
・森林組合等による集約化
・所有者・境界明確化の支援
・林地台帳整備

<以下の取組を既に推進>
・「緑の雇用」事業
・緑の青年就業給付金
等

<以下の取組を既に推進>
・木材安定供給体制の整備
・CLT等の開発・普及
等

- ・ 森林組合等による所有者・境界明確化の取組や働きかけだけでは解決しない
- ・ 自発的な施業を促す現行の対策に限界がある中、当該森林の自然・社会的条件も踏まえながら、公的主体による森林整備を推進する必要

市町村の体制についての課題は残されたまま

課題解決の方向

森林現場や所有者に最も近い市町村段階で行政の役割を強化
(例: 市町村から直接の働きかけ、間伐等の市町村実施、公有林化)

合わせて

市町村への支援体制を整備

要間伐森林制度の拡充など、関係法令(森林法、間伐等特措法等)の改正を含め検討

間伐等適切な森林整備の推進

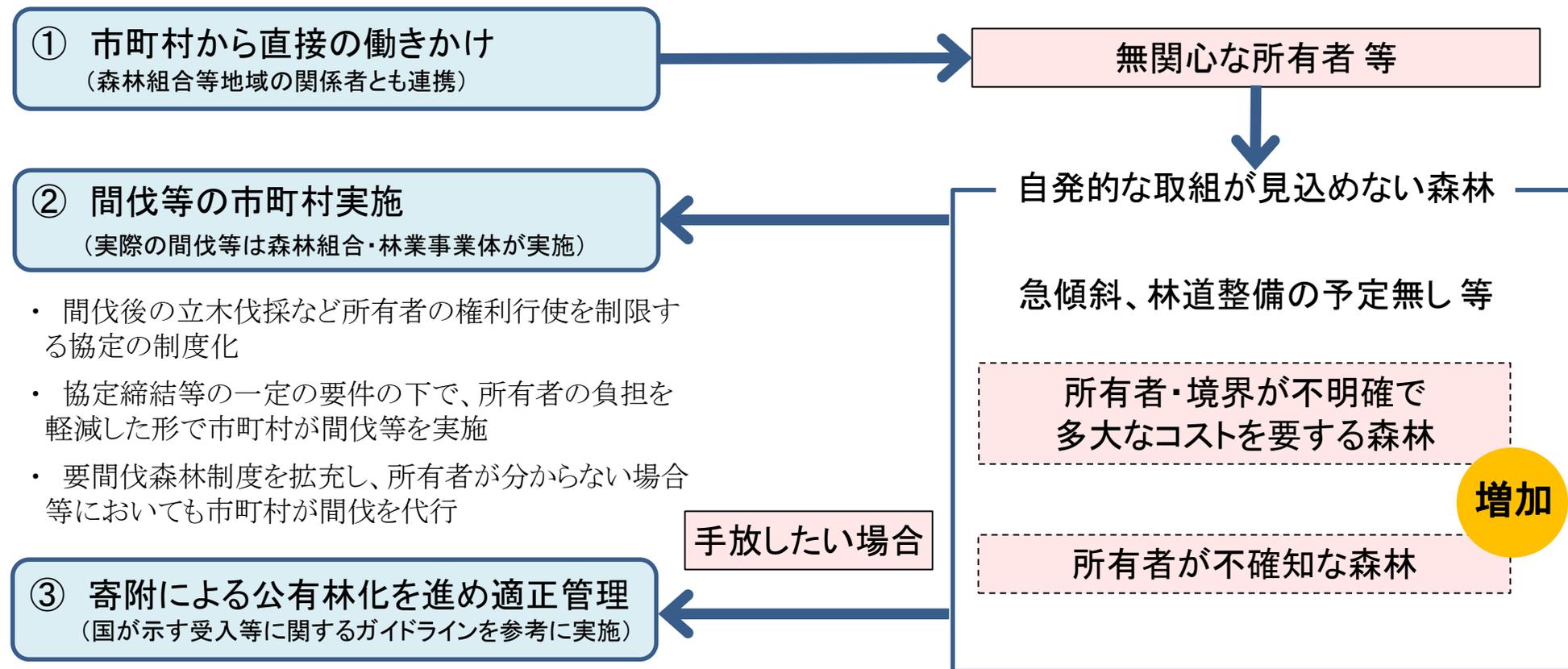
地球温暖化防止

国土保全等

地方創生

- 公益的機能の発揮が求められながら、自然的・社会的条件が不利であることにより、現行の施策では放置されている森林について、市町村が主体となって新たに整備・管理する取組を推進。
- また、このような市町村主体の森林整備によって、地元の林業事業者などの担い手が継続的かつ安定的に間伐等の作業を実施できるようになれば、地域の雇用安定にもつながる。

■ 市町村主体の森林整備



■ 市町村への支援体制の整備

- ④ 地域における民間の林業技術者の積極的な活用等による支援体制の整備

・ 林業技術者の嘱託職員等としての雇用、既存の法人への業務の一部の委託を想定し、条件整備(技術者の登録・研修)